

ヤングケアラーの支援に向けて



©2014大阪府もずやん

令和5年10月
大阪府教育庁
小中学校課

ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働して、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁HP「ヤングケアラーについて」 <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

「すくすくウォッチ」児童アンケートの結果から見た傾向 (04・05年度実施)

【調査方法】 「すくすくウォッチ」の児童アンケート（全74問）のうち、以下4問を質問項目として、児童が回答する。

【対象】 府内小学校5・6年生全員

- (1) あなたは「家庭の仕事」をしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。
- (2) 「家庭の仕事」をすることはどれくらいありますか。
- (3) 学校がある日に、「家庭の仕事」は1日のうちどれくらいしていますか。
- (4) 「家庭の仕事」をしていることによって、あなたに起こっていることはありますか。

傾向1

「家庭の仕事」に携わる機会が比較的多い児童は、「家庭の仕事」を否定的に捉えるのみならず、肯定的に捉える割合も高い。

子どもによっては、「家庭の仕事」にやりがい等を感じている場合もあることから、まずは話を丁寧に聞き取り、本人の気持ちを尊重した対応を検討する必要があります。

傾向2

「家庭の仕事」の内容のうち、「大人にかかわるもの^(注1)」、「きょうだいにかかわるもの^(注2)」を担う児童の方が、「家庭の仕事」に対し、否定的に捉える割合が高い。

「家庭の仕事」に携わる機会が多い子どものうち、特に、「大人にかかわるもの」「きょうだいにかかわるもの」を担う子どもは、状況把握に努めておく必要があります。

(注1) 病院へ一緒に行くことやお風呂のお世話、通訳等
(注2) めんどくさいことや保育所のおむかえ等

傾向3

児童一人ひとりを経年で比較すると、多くの児童が「家庭の仕事」に携わる頻度や1日あたりの時間が変化している。

どの子どももヤングケアラーとなる可能性があることから、特定の子どもに偏ることなく、できるだけ短いスパンで、すべての子どもの状況把握に努める必要があります。

学校における取組み

STEP1「理解する」

年度当初の職員会議や、校内の生徒指導に係る教職員研修等において、すべての教職員がヤングケアラーについて理解し、左頁の傾向も踏まえたうえで、支援を実施できるようにしましょう。短時間であっても折に触れ、教職員の意識を高めておくことが大切です。

STEP2「気づく」

定期的なスクリーニング※の実施

すべての子どもを対象に

● 教職員等による日々の観察

- 遅刻、早退、欠席しがち
- 宿題や持ち物等の忘れ物が多い
- 保健室で過ごしていることが多い
- 友だちと遊んでいるところをあまり見かけない
- 授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い
- など

● 子どもとの日常の会話

担任の先生等との会話

※子どもから「家庭の仕事」に関する話が出てきた場合は、気にかけておく。
特に、「大人にかかわるもの」「きょうだいにかかわるもの」の場合は、より丁寧に対応する。

【気づくための取組み例】

● 個人ノート

● 1人1台端末を活用した「心の健康観察」

(項目例)

- 今日のこころの天気は。
(ア、晴れ イ、曇り ウ、雨 エ、雷)
- なぜ、そのこころの天気になっていますか。
(ア、友人関係のこと イ、勉強のこと
ウ、部活動のこと エ、先生のこと
オ、家庭でのこと、カ、わからない… など)

● 教育相談期間の設定

● 生活アンケートの項目の工夫

(項目例)

- 次の中から、家庭で過ごす時間が長いものを2つ選んでください。
(ア、家庭学習 イ、読書 ウ、家族との会話
エ、家事手伝い オ、家族のお世話…など)
- 次のうち、困っていることはありますか。
(ア、友人関係のこと イ、勉強や進路のこと
ウ、クラスのこと エ、部活動のこと
オ、自分のからだやこころのこと カ、家庭でのこと
キ、自分のために使える時間が少ないこと…など)

できるだけ短いスパンで子どもがSOSを発信できる機会を持つことや、担任だけでなく、他の教職員やSC・SSW等の専門家も含め、複数で子どもの様子を確認する機会を持ちましょう。

日々の観察等のなかで気になることや、リスクにつながる回答の組み合わせ等を教職員で共通理解しておく必要があります。

※スクリーニングとは

すべての子どもを対象に、共通の基準で観察・確認し、気になる子どもをピックアップ、適切な見立て、支援につなげるものです。よって、スクリーニングシートを活用するものだけがスクリーニングではなく、「気づく」プロセスに係るすべての取組みは「スクリーニング」の概念に基づくものとなります。

STEP 3「見立てる」

※ STEP 2「気づく」からSTEP 3「見立てる」は、一方向ではなく、STEP 3「見立てる」からSTEP 2「気づく」に戻ることもあり、このプロセスを繰り返しながら、子ども理解を深めていくことになります。

気になる子どもを対象に

● ミニケース会議等の実施

- ・スクリーニング等で集約した情報を、SC・SSW等専門家も含め、共有する。
- ・当該の子どもに面談等を行うためのミニケース会議等を実施する。

● 面談等により、子どもの困り感や支援ニーズの確認

- ・担任の先生等、養護教諭、SC・SSWによる面談

◀面談 質問例▶

● 「家庭の仕事」の内容、1日あたりの時間、頻度等の確認

● 困り感の確認

- ・ おうちの手伝い（仕事）によって、自分のことが後回しになることがありますか。
- ・ おうちの手伝い（仕事）と一緒にやったり、気持ちを相談できる人はいますか。 など

● 支援ニーズの確認

- ・ あなたが「こうなりたい・したい」と思うことはありますか。
- ・ あなたは自由に使える時間が（もっと）ほしいですか。 など

まずは、丁寧に子どもの話を聞き取りましょう。

自身の置かれている状況を肯定的に捉えている可能性もあるため、支援ありきで面談するのではなく、本人の気持ちを尊重しながら、確認しましょう。

STEP 4「支える・つなぐ」

「支える」

● 支援計画等の作成

誰が（どこが）支援をどのタイミングで行うか等、ケース会議で検討・支援内容を明確にする。

● モニタリングの実施

「家庭の仕事」に携わる機会等、子どもに係る状況は日々変化することから、支援計画に基づき、定期的なモニタリングを実施する。また必要に応じて、支援計画を見直す。

◇ 子どもに対する日々の見守りや声かけも大切な支援内容の一つであり、いつでも本人が相談しやすい状況を保ちましょう。

◇ 校内で、当該の子ども状況を共有し、どの先生も同じ対応ができるようにしましょう。

「つなぐ」

● 関係機関につなぐ

子どもの置かれている状況（生活困窮、家族が要介護など）や支援ニーズによっては、本人や家族の同意を得ながら、SC・SSW、教育委員会と協議のうえ、関係機関と連携し、支援を進めていく必要があります。

児童虐待が疑われる場合は、ためらわず通告

通告は義務です。守秘義務違反に当たりません。虐待の判断は児童相談所等の専門機関が行います。保護者との関係よりも子どもの安全安心を優先にしてください。

本パンフレットのホームページ

・本パンフレットの電子ファイルや内容の変更等の最新情報を掲載していますのでご参照ください。

ホームページ

大阪府 小中学校課 ヤングケアラー

検索



大阪府教育庁市町村教育室小中学校課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

令和5年10月発行
TEL: 06-6944-3823